19＋20＋21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27	その他Tier１資本不足額			
28	普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額　(ロ)			
普通出資等Tier１資本				
29	普通出資等Tier１資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ)			
その他Tier１資本に係る基礎項目　(3)				
30	31ａ	その他Tier１資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		
	31ｂ	その他Tier１資本調達手段に係る新株予約権の額		
	32	その他Tier１資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他Tier１資本調達手段の額		
34－35		その他Tier１資本に係る調整後少数株主持分等の額		
33＋35		適格旧Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
33		うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
35		うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
36	その他Tier１資本に係る基礎項目の額　(ニ)			

その他Tier１資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier１資本調達手段の額			
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額			
39	少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額			
40	その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額			
42	Tier２資本不足額			
43	その他Tier１資本に係る調整項目の額　(ホ)			
その他Tier１資本				
44	その他Tier１資本の額（(ニ)－(ホ)）　(ヘ)			
Tier１資本				
45	Tier１資本の額（(ハ)＋(ヘ)）　(ト)			
Tier２資本に係る基礎項目　(4)				
46	Tier２資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	Tier２資本調達手段に係る新株予約権の額			
	Tier２資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行するTier２資本調達手段の額			
48－49	Tier２資本に係る調整後少数株主持分等の額			
47＋49	適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額			
50	一般貸倒引当金Tier２算入額及び適格引当金Tier２算入額の合計額			
50ａ	うち、一般貸倒引当金Tier２算入額			
50ｂ	うち、適格引当金Tier２算入額			
51	Tier２資本に係る基礎項目の額　(チ)			